

公立大学法人滋賀県立大学環境整備安全委員会規程

平成 20 年 4 月 1 日

公立大学法人滋賀県立大学規程第 123 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学組織規程第 14 条第 2 項の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学環境整備安全委員会(以下「委員会」という。)の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 環境整備に関する事項
- (2) 交通問題に関する事項
- (3) キャンパスの将来計画に関する事項
- (4) 防火安全対策に関する事項
- (5) 天災時の安全に関する事項
- (6) 危険物、毒物および劇物に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副理事長
- (2) 理事長が指名する理事
- (3) 各学部長
- (4) 各学部ごとに教員のうちから 1 人
- (5) 本学キャンパスの施設および環境に識見を有する者として委員長が指名する本学の教員 1 人
- (6) 事務局長が指名する事務局職員 1 人

2 前項に定める委員のほか、委員長が理事長の了承を得て、必要と認めた者を委員に加えることができる。

(任期)

第 4 条 前条第 1 項第 4 号に掲げる委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 2 項に定める委員の任期は、委員長が理事長の了承を得て、別に定める。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、副理事長をもって充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(専門委員会)

第7条 委員会は、必要に応じ、専門委員会を置くことができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長は、必要に応じ、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、事務局財務グループにおいて処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が定める。

付 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 公立大学法人滋賀県立大学環境整備・交通問題等委員会規程および公立大学法人滋賀県立大学防火安全委員会規程は、廃止する。
- 3 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に公立大学法人滋賀県立大学環境整備・交通問題等委員会規程（以下「旧規程」という。）第3条第1項第5号または第6号の委員であった者が引き続き施行日において第3条第1項第7号または第8号の委員である場合における第4条の適用については、旧規程の規定に基づく当該委員の任期を通算する。
- 4 前項の規定は、公立大学法人滋賀県立大学防火安全委員会規程第3条第1項第4号または第5号の委員であった者について準用する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。（第3条関係）

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。（第3条、第4条関係）

付 則

この規程は、平成26年1月7日から施行する。（第3条関係）